

＜＜Gressiveサイト出稿規約＞＞

株式会社Bestnavi.jp company (以下「当社」といいます)は、当社が運営するウェブサイト「Gressive」(以下「本サイト」といいます)の出稿規約 (以下「本規約」といいます)を以下の通り定めます。本サイトへ出稿するには、これらの規約に同意して頂く必要があります。

第1条 (規約の適用)

- 本規約は、本サイト内に、出稿申込者 (以下、「出稿者」といいます。)が出稿を行う際、当社と出稿者との間の法律関係を定めるものとします。
- 本規約とは別に当社が別途定める諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約の規定と前項の諸規定の内容が異なる場合には、当該諸規定の内容が優先して適用されるものとします。
- 当社が、出稿者に対して発する第3条所定の通知は本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約又は本サービスに関連して出稿者と当社との間に紛争が生じた場合には、出稿者と当社は誠意をもって協議するものとします。

第2条 (規約の変更)

- 当社は出稿者の了解を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合に、本サービスの利用条件は、当社が別途定める場合を除き、本サイト上に掲示された時点より規約が適用となることとします。

第3条 (Gressiveからの通知)

- 当社は、本サイト上での掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、出稿者に対し、随時必要な事項を通知します。
- 前項の通知は、当社が当該通知を本サイト上又は電子メールで行った場合は、Webサイト上に掲示、又は電子メールを送付した時点より効力を発するものとします。

第4条 (出稿申込・届出事項)

- 出稿者が、本サイトに出品を希望する際は、本規約を理解・承諾した上で、当社が定める形式より出稿申込をおこない、本契約を締結するものとします。
- 出稿者は、前項の申込の際に、当社が指定する必要な書類を添付した上で、当社が定める形式で届け出るものとします。

第5条 (出稿申込の承諾等)

- 当社は、前項の申込を受けた後、審査の上、申込を承諾したときは、当社が定める形式により承諾の意思表示を通知します。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、申込をした出稿者に対し、申込に対する承諾を拒否した理由を開示する義務を負わないものとします。

(1)申込をした出稿者が、月額料金等の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき

- 申込をした出稿者が、当社の信用を毀損するおそれがある態様で本サイトを利用するおそれがあるとき
- 申込の際の記事事実が事実と反するとき、又は反すると疑われるとき。
- 申込の際に添付する必要な書類の提出がないとき
- 本サイトの提供が技術上困難と考えられるとき
- 前号のほか、本サイトの業務遂行上支障があり、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
- 過去に出稿停止処置を受けている場合

第6条 (利用契約の成立時期)

本契約は、前条1項の利用申込に対して、同条2項の承諾の意思表示が発せられたときに成立するものとします。

第7条 (利用に関して)

- 当社は、出稿者に対し、当社が運営・管理するサーバ (以下、「サーバ」といいます。)内の、出稿者が利用するページ (以下、「出稿者利用ページ」といいます。)とそれを構成するシステム (以下、「本件システム」といいます。)及び、Gressiveメンバーズカード (以下、「[M.C.]"といいます。)を発行する権利を、当社と出稿者の間で適用される全ての規約にしたがって出稿者に限り使用することを許諾します (本項に基づき、当社が、出稿者に利用を許諾する内容を「本サービス」といいます。)。
- 当社は、前項の本件システムについては、当社の自由な判断により、出稿者の承諾を要せず、自由に変更することができるとのします。
- 当社は、出稿者に対し、サーバ内の当社が任意に指定するURLに出稿者用の出稿者利用ページを開設すると共に、出稿者利用ページにアクセスするために必要なID及びパスワードを発行するものとします。
- 出稿者は、当社から配信される情報の解釈については出稿者が判断し、信頼性などについては出稿者の責任において利用することに同意します。
- 出稿者は、本サービス利用にあたり、自己の費用と責任において通信機器・ソフトウェア・公共回線など出稿者側設備とに必要なもの全てを用意するものとします。
- 出稿者は、本サービスの運営に支障をきたさないよう、設備等を自己の責任において維持管理することに同意します。

第8条 (権利・義務の譲渡)

- 出稿者は、本契約上での権利、義務その他本サービスの提供を受ける地位の全部又は一部について譲渡、担保提供、質貸その他の処分をすることをできないものとします。
- 当社は、本契約・本規約に基づく出稿者に対する金銭債権について、その請求、回収、受領を第三者に委託し、又は当該債権を譲渡することをできるものとします。

第9条 (地位の承継)

- 法人の出稿者について合併が生じたときは、合併後存続する法人により設立された法人は、第5条 (申込の承諾等)の手續を終了後、出稿者の地位を継承することができるものとします。
- 前項の規定に基づいて出稿者の地位を承継した出稿者は、速やかに出稿者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社へ届け出てください。
- 自然人の出稿者が死亡した場合は、当然に本契約は終了し、自然人の相続人は、残された金銭債務を除き、自然人の出稿者の地位を承継することはできないものとします。

第10条 (出稿者の商号等の変更)

- 出稿者は、その商号 (屋号を含む)若しくは住所について変更があったときは、当社に対し、速やかに当社が定める方式により変更点につき届け出るものとします。
- 前項の届出があったときは、当社は、出稿者に対し、その届出があった事実を証明する書類の提出を請求することがあり、その場合は、出稿者は遅滞なく必要書類の提出を行うものとします。

第11条 (知的財産権)

- 出稿者は、本件システムの著作権、当社、本サイトの商標権若しくは他の知的財産権は、全て当社に専属的に帰属することを認め、また同意するものとします。
- 出稿者利用ページにかかる著作物については、当社が制作したものは当社に、出稿者が制作したものは出稿者がそれぞれ著作権を有することとします。
- 出稿者は、出稿者以外の第三者が著作権等を有する著作物等を出稿者利用ページに掲載する場合は、事前に当該第三者から当該著作物等を利用することについて許諾を受けなければならないものとします。
- 出稿者は、当社に対し、前項の出稿者及び第三者の著作物等について、当社が判断する利用形態により期間無制限かつ無償で使用することを許諾するものとします。

第12条 (出稿者利用ページ表示)

- 出稿者は、出稿者利用ページ上に、当社が定める形式より、出稿者が店舗の基盤となる情報 (以下、「店舗情報等」といいます。)を、第7条3項のID・パスワード発行日より当社から遅滞なく掲載するものとします。
- 出稿者は、前項の販売情報等の掲載に際し、以下の各号に定める内容を守るものとします。
 - 本規約及び当社が定める形式に反すること
 - 表示が義務付けられた事項を表示すること
 - 前号のほか、以下の事項について表示すること
 - 出稿者の営業時間・定休日等の情報
 - 出稿者利用ページの管理責任者の氏名
 - 連絡可能な出稿者の電話番号及びメールアドレス
 - その他当社が定める事項
- 出稿者は、前号の表示については、常に最新の情報が表示されるよう更新する義務を負うものとします。
- 出稿者は、会員に対し、商品等の契約の当事者は、出稿者と会員である旨を明確に表示するものとします。
- 出稿者は、動画を利用した形の表示をしてはならないものとします。
- 当社は、出稿者に対し、本条2項の表示については、本サイト上不ふさわしくないと判断した場合には、その内容及び表示の削除、変更を求めることができ、出稿者は、速やかにその指示に従う義務を負うものとします。

第13条 (管理責任者)

- 出稿者は、本サービス利用にあたって、本システムの利用方法を十分理解した管理責任者 (以下、「管理責任者といいます。)を置くものとし、管理責任者が変更があったときは、当社に対し、速やかに変更後の管理責任者の氏名を通知するとともに、パスワードの変更手続を行う義務を負うこととします。
- 出稿者は、管理責任者に対し、当社からの連絡等が受信し得るメールボックスを管理させるものとします。

第14条 (利用料金)

- 本サービスの利用料金 (以下、「システム利用料」といいます。)は、Gressive出稿申込書別紙「Gressive出稿料金ご案内」 (以下、「料金表」といいます。)に規定するものとします。
- 出稿者は、本規約に基づいて、当社が、出稿者に対し、本サービス提供期間について料金表に定める料金を支払う義務を負います。
- 契約者は、第25条 (本サービスの終了)、第27条 (当社による解除・解約) 、及び第28条 (出稿者による解約)の規定より本サービスの提供が中止された場合であっても、提供中止までの利用料金を支払わなければならないとします。
- 契約者は、第26条 (出稿停止)の規定により本サービスの利用が一時的停止された場合であっても、提供停止期間中以外の利用料金を支払わなければならないとします。
- 本サービスの利用料金を不法に免れた出稿者は、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を罰金として支払うものとします。
- 出稿者は本サービスの料金等又は罰金の支払を遅延した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する年率14%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 出稿者が、当社に対し、本サービスに関わる債務を支払う場合において、消費税及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、出稿者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。
- 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第15条 (禁止事項)

- 出稿者は、本サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。
 - 本サービスにより利用し得る情報を改ざん・消去する行為、又は事実と反する情報を送信・掲示する行為
 - 他の出稿者又は第三者、若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

- 他の出稿者又は第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- 他の出稿者又は第三者、若しくは当社の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 他の出稿者又は第三者、若しくは当社に対して無断で広告・宣伝・勧誘などの電子メールを送信する行為、又は受信者が迷惑感を抱いて電子メールを送信する行為、他のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じ転送する行為
- 詐欺などの犯罪に結びつく行為
- 無断連鎖鎖 (ホズミコ)を開発し、又はそれを勧誘する行為
- いせつ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信・掲載する行為
- 選挙運動又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為
- コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為
- (11) 他の出稿者又は第三者になリすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスに接続される他のコンピュータ・システム又はネットワークの不正アクセスを試みる行為
- (13) その他法令若しくは公序良俗 (売春・暴力・残虐など)に違反し、又は他の出稿者又は第三者、若しくは当社に不利益を与える行為
- (14) 前各号に定める行為を助長する行為
- (15) その他、当社が不適切と判断した行為

第16条 (ID・パスワードの管理等)

- 出稿者は、当社から発行されたIDを第三者に使用させてはならず、また、ID・パスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
- 特定の出稿者のID・パスワードによりなされた本サービスの利用は、いかなる場合であっても、当該出稿者によりなされたものとみなし、当該出稿者は本サイトの利用及びその結果について全て責任を負うものとし、不正使用その他の事故等により生じた損害について当該出稿者の故意・過失の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負いません。

第17条 (守秘義務)

- 当社及び出稿者は、本契約期間中又は契約終了後に関わらず、本契約および本規約に関連して知りえた情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を、相手方の書面による了承を得ず、第三者に漏洩、開示、提供しないこととします。ただし、本サイトの運営に関わる範囲で、当社と守秘義務を締結した連携会社に、出稿者に関する情報を提供することができる。
- 当社及び出稿者のいずれも本案により認められた場合を除いて、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。但し、下記の各号のいずれかに該当することを相手方に証明できる情報は、機密情報には含まないものとします。
 - 開示前にすでに知っていた情報
 - 公知の事実その他一般に利用可能な情報
 - 守秘義務を負うことなしに、第三者から正当に入手した情報
 - 機密情報としての扱いから除外することに同意した情報
 - 裁判所の発する令状その他裁判所の決定、同意又は法令に基づき開示する場合
 - 検察・警察・監督官庁からの適法・適式な情報の照会があった場合
- 当社は、プログラマー・責任法 (正称：特定電気通信サービス提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律) 第4条に該当する請求があった場合、当該請求の範囲内で情報を開示場合があります。

第18条 (免責事項)

- 当社は、本サービスの利用に関して出稿者が被った損害又は損失などについては、一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、本サービスの利用に際して、第2条 (規約の変更)、第24条 (本サービスの提供の中断)、第25条 (本サービスの終了)、及び第27条 (当社による解除・解約)があった場合等を含め、出稿者が被った損害又は損失に対して、一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、出稿者が本サービスの利用によって、他の出稿者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、出稿者が本サービスを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
- 当社は、出稿者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。

第19条 (第三者への委託)

- 当社及び当社は、自己の責任において各自の業務の全部又は一部を自己の子会社、関連会社、その他の第三者に委託することができるものとします。但し、当該第三者も本規約を遵守することを条件とします。出稿者及び当社は、当該第三者の本規約違反行為についても当該第三者と連帯して責を負い、相手方何らの迷惑もかけないものとします。

第20条 (損害賠償の請求)

出稿者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法に本サービスを利用することにより、当社に損害を与えた場合、当社は当該出稿者に対して相応の損害賠償の請求 (弁護士費用を含む)を行う場合があるものとします

第21条 (契約期間)

本契約の有効期間は、第6条に定める本契約の成立日から6ヶ月とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに当社又は出稿者の一方から書面による解約の意思表示が無い限り、6ヶ月延長されるものと、以後も同様とします。

第22条 (本サービス提供の中断)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、出稿者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断または停止することを予め承諾し、サービス停止による出稿料の返還、損害の補償を当社に請求しないこととします。

- 本サービス提供のための機器、システムの定期および緊急を要する保守点検を行う場合。
- 火災、停電、天災により、本サービスの提供が困難なとき
- 第三者電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信業務に起因して電気通信サービスの利用が不能になる場合。
- 本サービスのメンテナンス・バージョンアップを行う場合。
- 運用上又は技術上当社がサービスの一時的中断が必要と判断した場合。

その他、当社が本サービスの中断または停止が必要であると判断した場合。

第23条 (本サービスの終了)

1. 当社は、相当の周知期間をもって出稿者に通知の上、出稿者に対する本サービス及び本サービスの一部を終了することができるものとします。
2. 前項の通知は、本サイト上での掲示及び出稿者への電子メールの送付によるものとし、その通知の効力は第3条第2項の定めによります。

第24条 (出稿停止等)

- 当社は、出稿者が以下の一に該当すると判断する場合には、当該出稿者の本サービスの利用を停止することができるものとし、出稿者は、これを予め承諾するものとし、出稿停止に伴ういかなる請求も当社に対して行わないものとし、また、出稿者は、速やかに当社が指示する改善措置をとるものとします。
 - 本規約の一に反した場合
 - 出稿者に原因があると思われるクレームが頻発したとき
 - (3)その他、当社が必要と判断したとき
 - 前項に基づき出稿者に対する出稿停止等の処置を受けている場合であっても、出稿者はシステム利用料等々の支払義務を負うものとする。
- 第25条 (当社による解除・解約)
 - 当社は、出稿者が次の各号の一つに該当するときは、出稿者に対する何らの通知・催告を要せず直ちに本サイト出稿契約の全部又は一部を解除・解約することができるものとします。
 - 本規約の違反したとき
 - 出稿者が不正行為をなし、当社に対しその業務の遂行を妨げる等重大な過失又は背信行為があったとき
 - 支払停止・支払不能・債務超過に陥ったとき、又は強制執行・仮差押・仮処分・破産清算処分・競売を受けたとき
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始又は会社整理開始の申立てがあったとき
 - 営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - 財産状態が悪化したとき、又はその他契約の維持が困難であると認められる相当の事由があるとき
 - 解散又は営業停止状態となったとき
 - 当社による連絡が取れなくなったとき
 - 第12条1項の義務に反し、3ヶ月以内に出稿がなされないうとき
 - 販売方法等の業務運営について行政による注意又は勧告を受けたとき
 - 販売方法等の業務運営が公序良俗に反し又は本サイトにふさわしくないと当社が判断したとき
 - 本項各号の一に直接該当せずとも、準ずる事由があると当社が判断したとき
 - その他当社が、出稿者との出稿契約の継続が困難であると判断した場合
 - 本規約で特に定める場合の他、当社は、当社の自由な判断で、書面 (電子メールを含む)をもって出稿者に1ヶ月前に通知することにより、いつでも出稿契約を解約できるものとします。
 - 第2項より出稿契約が終了した場合、出稿者は、契約終了日までの利用料金全てを直ちに支払うものとし、未請求分については当社からの請求があり次第、直ちに支払うものとし、また、
 - 第1項、第2項又は前項より本サイト出稿契約が終了した場合でも、当社は、出稿者に対し、直接・間接損害を問わず、賠償の義務を負わないものとし、出稿者は、これを予め承諾するものとします。

第26条 (出稿による解約)
出稿者は、解約希望日の1ヶ月前までに当社所定の方法により書面でもしることにより、解約希望日をもって本契約を解約することができる。但し、出稿者は、解約希望日までに、当社に対する全ての債務を支払うものとする。

第27条 (管轄)
本規約に関する紛争は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的管轄裁判所とします。

(令和元年8月21日現在)